

日本相殺法概観(5)

岡 本 裕 樹

- 一 はじめに
- 二 法定相殺制度の趣旨
- 三 法定相殺における権利行使要件—相殺適状（以上、32号）
- 四 相殺制限事由
- 五 差押えと相殺
 - 1 旧規定下の議論（以上、34号）
 - 2 現行規定の規律内容
- 六 法定相殺における効力発生要件—相殺の意思表示
 - 1 相殺権の行使
 - 2 当然相殺の否定
 - 3 裁判外の相殺の承認（以上、35号）
 - 4 裁判上の相殺
 - 5 倒産法上の相殺（以上、36号）
 - 6 相殺権の濫用
 - (1) 概要
 - (2) 「狙い撃ち相殺」
 - (3) 「同行相殺」
 - (4) 「駆け込み相殺」
 - (5) 担保付の自働債権による相殺
 - (6) その他の事例①—相殺制限例
 - (7) その他の事例②—相殺肯定例
 - (8) 許害的相殺
- 七 相殺の効力
 - 1 対当額での債務消滅
 - 2 相殺の遡及効
 - (1) 相殺適状発生時での債務の消滅
 - (2) 相殺適状発生時から相殺の意思表示までの債務に係る事由
 - 3 相殺の充当（以上、本号）

六 法定相殺における効力発生要件—相殺の意思表示

6 相殺権の濫用

(1) 概要

ここまで解説してきた諸規律に照らして相殺権の行使が容認されうる場合であっても、その行使の態様によっては、権利濫用（民1③）の観点から、相殺が否定されることがある。こうした「相殺権の濫用」論は、古くから提唱されてきている¹⁾。

とりわけ、先に触れたように、かつての「差押えと相殺」をめぐる論争の際、無制限説を採る論者から、相殺への期待の保護が過剰となりうることの弊害に対処する手段として、著しく不当な相殺を阻止するべく、「相殺権の濫用」論の活用が叫ばれていた²⁾。また、債権法改正の際には、権利濫用法理の具体的

1) 本田純一「相殺権の濫用」小川英明＝中野哲弘『現代民事裁判の課題⑤貸金』（新日本法規出版、1990）487頁、三木浩一「相殺権の濫用」判タ830号（1994）192頁、伊藤進『債権消滅論』（信山社、1996）137頁以下〔初出1986〕、石垣茂光「相殺権濫用論と相殺要件に関する一考察（一）（二・完）」独協45号（1997）261頁・46号（1998）129頁、木川裕一郎「相殺権の濫用」山本克己ほか編『新破産法の理論と実務』（判例タイムズ社、2008）319頁、深川裕佳『相殺の担保的機能』（信山社、2008）160頁以下、高秀成「平成29年改正民法のもとで、倒産法上の相殺禁止に相当するルールと相殺権の濫用をどのように考えるか」中島弘雅ほか編『民法と倒産法の交錯—債権法改正の及ぼす影響』（商事法務、2023）416頁、山田誠一編『新注釈民法（10）債権（3）』（有斐閣、2024）594頁以下〔深谷格〕（以下、「山田・新注民（10）」と引用）。

2) 好美清光「銀行預金の差押と相殺—最高裁大法廷昭和四五・六・二四判決を機縁として—（上）」判タ255号（1971）17頁、加藤一郎「差押と相殺—銀行預金の差押を中心として—」法教28号（1983）81頁、米倉明『担保法の研究』（新青出版、1997）214頁以下〔初出1985〕、川井健『民法概論3（債権総論）〔第2版補訂版〕』（有斐閣、2009）360頁以下。

一場面として、「相殺権の濫用」を規律する明文の規定の新設が議論された。しかし、適切な要件設定が困難との理由により、この明文化案は見送られ、解釈に委ねられるところとなった³⁾。

明文化が見送られたとはいえ、「相殺権の濫用」論が相殺に関する調整法理としての意義や期待を失ったわけではない⁴⁾。もっとも、一般条項による規制であるがゆえに、「相殺権の濫用」と認定されるための要件は画一的に定まっておらず、その判断は事案ごとの個別事情に依存する。以下に、相殺権の濫用性が争われた事例における諸事情と裁判所による評価をみていこう。

(2) 「狙い撃ち相殺」

「相殺権の濫用」が論じられる際、代表的な事例類型として4つの場面が挙げられることが多い。

3) 民法（債権関係）部会資料10-2・61頁以下、法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」（2011）167頁以下、民法（債権関係）部会資料39・89頁以下、同56・5頁、法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」（2013）310頁。

4) 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017）307・329頁（以下、「潮見・新債総Ⅱ」と引用）、沖野眞巳「相殺に関する民法改正法下の解釈問題—差押えと相殺における「前の原因」をめぐって」金融法務研究会『民法（債権関係）改正に伴う金融実務における法的課題』（2018）47頁、中田裕康『債権総論（第4版）』（岩波書店、2020）479頁以下（以下、「中田・債総」と引用）。

なお、倒産手続開始後は、相殺権濫用論により倒産法上の相殺禁止規定を超えて相殺制限を拡張すべきではないとの主張がある。ただし、この見解は倒産法規定の類推適用による相殺禁止の拡張まで否定するものではない。竹下守夫編代『大コンメンタール破産法』（青林書院、2007）298頁〔山本克己〕、園尾隆＝小林秀之『条解民事再生法〔第3版〕』（弘文堂、2013）489頁〔山本克己〕。

また、権利濫用の法理に対する総論的な消極的評価に基づき、権利濫用論ではなく、破産法規定の類推適用や相殺の趣旨からの信義則による規制を根拠とする相殺の禁止を提唱する論者もいる。山野目章夫編『新注釈民法(1)総則(1)』（有斐閣、2018）198頁以下・208頁・229頁以下〔平野裕之〕。この見解によると、法規定の類推適用が困難な場面において、不当な相殺権行使の制限を正当化する一般条項は、権利濫用の禁止から信義誠実の原則に替わる。

その一つが、XがYに対して1個の α 債権を有し、YがXに対して複数の債権を有している状況で、Yの債権の中の β についてGが差し押さえ、転付命令を得たときに、Xが α 債権と β 債権の相殺を主張する場合である⁵⁾。

このような相殺権行使が争われた事例において、Xに対するYの複数の債権が同一の原因（建築請負契約）によるものであったこと、Gによる β 債権の仮差し押え以降にXは β 債権について供託等を行わなかったこと、ならびに、Xは β 債権よりも履行期の到来が遅い他の債権についてYに弁済しながら、Gに転付された β 債権については支払を怠っていたことを考慮し、Xの相殺は当事者間の公平と信義則に著しくもとり、権利の濫用として許容することはできないと判断した裁判例がある⁶⁾。

(3) 「同行相殺」

2つ目の事例類型として挙げられるのが、YがX銀行の甲支店に預金口座を有し、X銀行の乙支店がYの振り出した手形をAから割り引いて所持している状態で、Yの手形が不渡りとなったときに、X銀行がAに手形の買戻しを請求せず、Yに対する手形債権 α とX銀行に対するYの預金債権 β を相殺する場合である⁷⁾。

Yについて破産手続が開始され、Yの破産管財人がAに対し、X銀行による買戻請求権ないし遡及権の行使を免れたAに不当利得があったとして、不当利得請求権を主張した事案において、最高裁は、約束手形の裏書を受けてこれを所持する者が、その手形の支払を受けることができなくなったときに、振出人に対して手形上の権利を行使するか、手形の買戻請求権ないし遡及権を行使するかは、手形所持人が自由な意思により選択決定できるところであり、X銀行が手形上の権利の行使を選択し、 α 債権と β 債権との相殺により手形上の権

5) 潮見・新債総Ⅱ・330頁、内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権〔第4版〕』（東京大学出版会、2020）331頁、中田・債総・479頁。

6) 大阪地判昭和49年2月15日金法729号33頁。

7) 潮見・新債総Ⅱ・330頁以下、内田・前掲注5・331頁、中田・債総・479頁。

利の満足実現を図ったとしても、それはX銀行の自由な選択決定の結果であると判示して、相殺の有効性を認めている⁸⁾。

(4) 「駆け込み相殺」

3つ目の事例類型とされるのが、YがX銀行に預金口座を有し、Aに手形を振り出している状態で、Yの経営状況の悪化を察知したAが、X銀行にYの手形の割り引いてもらい、手形不渡り後に、X銀行がYに対する手形債権 α とX銀行に対するYの預金債権 β を相殺する場面である⁹⁾。

こうした相殺は、Yについて倒産手続が開始した場合に、倒産法上の相殺禁止(破72①二～四、民再93の2①二～四、会更49の2①二～四)の適用を受ける可能性がある¹⁰⁾。

他方、債権法改正後の民法511条1項と同2項ただし書は、差押え後に他人の債権を取得したときについて相殺を禁止するのみであり、差押え前の債権取得の場合には、債務者の資力状況や譲渡人・譲受人の主観的事情などを基準とする相殺の制限を設けていない。これは、倒産手続開始の決定前は債権者の平等が強く要請されるわけではなく、相殺により他の債権者に優先して債権を回収することが自由に認められるべきとの主張に依拠した立法論的判断に基づいている¹¹⁾。この判断を重視する立場を採れば、「駆け込み相殺」が相殺権濫用と評価される場面は、極めて限定されることになる。これに対し、相殺の担保的機能が根担保としての性質を帯びていることに着目して、民法398条の3第2項の趣旨が相殺権の行使に際しても妥当するとの見解が、債権法改正以前からみられる¹²⁾。

8) 最判昭和53年5月2日判時892号58頁。

9) 潮見・新債総Ⅱ・329頁以下、内田・前掲注5・331頁、中田・債総・479頁。

10) 木川・前掲注1・321頁。六5.(5)・(10)を参照。

11) 民法(債権関係)部会資料39・86頁。

12) 好美清光「銀行取引と相殺」加藤一郎ほか編『銀行取引法講座〈中〉』(金融財政事情研究会、1977)275頁、久保井一匡「相殺権の濫用」遠藤浩ほか監『現代契約法大系第5巻 金融取引契約』(有斐閣、1984)31頁、本田・前掲注1・497頁、三木・前掲注1・192頁。

裁判例には、Y社が私的整理を開始して、手形不渡りを出した直後に、これらを認識したA社が、その親会社X社がY社に対して β 債権に係る債務を負担していることに着目して、X社に自社のY社に対する手形債権・売掛金債権 α を買い取るよう依頼し、これに応じたX社が α 債権を額面額で取得して、 β 債権との相殺をした事案に関するものがある。裁判所は、こうした相殺は、適正衡平に進められている私的整理との関係で、一般債権者の犠牲においてX社が専らA社の利益のために債権回収を図るべく通謀して行ったものであり、一般債権者との関係では債権者間の公平を害することが著しく、権利の濫用として許されないと判断した¹³⁾。

また、貸金債権の特性が考慮された裁判例もある。貸金債権に関しては、生活保障の観点から、労基法24条1項が貸金全額払の原則を定め、民執法152条1項の差押禁止が適用される。この事件では、X銀行が預金者Yに対して貸金債権 α を有している中、Yの代理人から債務整理の通知を受けた後に、Yの使用人であるA社からX銀行でのYの預金口座に給与が振り込まれたことから、X銀行が α 債権とYの預金債権 β との相殺をしようとした。しかし、Yの預金口座に当該給与振込み以外の入金が見込めなかったこと、X銀行は本件相殺を行えば、Yの債務整理計画や生活がなりたたなくなるものと認識していたこと、ならびに、給与を原資とした α 債権の分割返済の見通しが少なからずあったことなどが考慮され、X銀行の相殺は、給与相当額につき、支払停止後の債務者の最低限の生活保持の趣旨及び支払停止後の任意整理の過程における債権者間の公平の趣旨に反し、相殺の担保的機能を期待する合理的な理由に欠け、Yに対する関係でも権利の濫用であり許されないと判断された¹⁴⁾。

さらに、GからYへの誤振込みに際して、振込先のX銀行が、誤振込みの事実を認識しながら、Gからの組戻し依頼に応じることなく、Yに対する貸付

13) 東京地判平成11年3月25日判時1706号56頁。

14) 札幌地判平成6年7月18日判時1532号100頁。ただし、この事案では、権利濫用に当たる相殺により不法行為が成立するかが争われたのであり、かつ、X銀行は相殺の意思表示後に、Yの代理人弁護士からの質問状を受けて、相殺を撤回している。

債権 α とYの預金債権 β とを相殺することは、正義・公平の観念に照らして無効と評価されうる¹⁵⁾。

これらのほかに「駆け込み」的な相殺と評しうるものとして、訴訟当事者が訴訟中に譲り受けた債権を自働債権とする相殺が争われた事案がある。この事件では、Y社の子会社であったX社らが、Y社のM&A契約により他社の子会社になり、Y社が以前の契約に基づきX社らに対して売買代金債権 β に関する支払を求める訴訟を提起したところ、X社らからの訴えの利益に係る本案前の抗弁について、これを認めない中間判決が下された後に、同じくY社の子会社であったA社からX社らがY社に対する α 債権を譲り受け、相殺の抗弁を主張した。なお、Y社とA社の間では、継続的取引関係に基づき生じるA社に対するY社の γ 債権と α 債権とを月ごとに相殺処理していた。裁判所は、X社らの相殺の主張が敗訴判決を免れることを主眼とし、対立する債権債務を有する当事者間の信頼と公平を保護する相殺制度の趣旨とは異なる目的のものであること、 α 債権の譲渡とX社らによる相殺は、Y社のA社に対する相殺の期待を一方的に奪うものであること、ならびに、 α 債権と β 債権とは対価的關係にあるわけではなく、相殺を否定してもX社らにとって酷ではないことを挙げて、X社らの相殺は相殺制度の趣旨を逸脱し、信義則違反または権利濫用として許されないと断じた¹⁶⁾。

(5) 担保付の自働債権による相殺

4つ目は、XがYに対する α 債権のために債権全額の満足に十分な担保権の設定を受けている状態で、Xに対するYの β 債権をGが差し押さえたときに、Xが担保権を行使することなく、 α 債権と β 債権の相殺を主張する場面である¹⁷⁾。

15) 名古屋地判平成16年4月21日金判1192号11頁。この事件の控訴審(名古屋高判平成17年3月17日金判1214号19頁)は、預金債権 β の誤振込金相当部分はYが行使できない債権であり、受働債権とはなりえないとの理由で、X銀行による相殺の効力を否定した。

16) 神戸地判平成15年7月25日判時1843号130頁。

最高裁は、Yの振り出した手形が不渡りとなった後に、手形債権者GがYからXに預託されていた手形不渡異議申立預託金の返還請求権 β を差し押さえ、転付命令を得たときに、Xが抵当権と保証により担保されていたYに対する手形買戻請求権 α と β 債権との相殺を主張した事案において、Xが α 債権につき物上担保権の行使により全て弁済を受けることができたにもかかわらず、この方法をとることなく、相殺により α 債権の満足を得る方法を選んだだけでは、これが権利の濫用であるとはいえないと判示している¹⁸⁾。

もっとも、「駆け込み相殺」などの他の要素が加わる場合には、相殺権の濫用が認定されることもある。ある紛争例では、A銀行とX社が企業グループを形成し、A銀行が定期預金証書を担保とした貸付けによる γ 債権を、また、X社が割引債を担保とした手形貸付けによる α 債権を、それぞれ同じ債務者Yに対して有しており、Yも一連の取引に基づいてX社に対して β 債権を有していた。こうした関係のもと、A銀行がYから定期預金証書の偽造の事実を告げられ、Yの信用悪化が決定的なものになることを知った直後、A銀行とX社が協力して、X社が γ 債権をA銀行から譲り受けたうえで、 α 債権の多くの部分の回収を β 債権との相殺により実施し、 γ 債権のほぼ全額について担保権行使としての割引債の処分により回収した。こうした事案において、これらの債権回収は、 γ 債権を相殺に供すると破産法上の相殺禁止に抵触する可能性を認識し、これを回避しようとしたものであったことを踏まえると、その実態は、Yの一般債権者の犠牲において、専らA銀行の利益のために債権の回収を図るべく積極的に加担したものであり、その背信性は極めて重大で著しいとして、X社の相殺権と担保権の行使をいずれも権利の濫用に当たると認定した裁判例がある¹⁹⁾。

17) 潮見・新債総Ⅱ・329頁、内田・前掲注5・331頁以下、中田・債総・479頁。

18) 最判昭和54年3月1日金法893号43頁。東京地判昭和55年3月27日判タ415号123頁も同旨。

(6) その他の事例①—相殺制限例

さて、ここまでに見た4つの事例類型は整理のための典型例であり、これら以外の事実関係においても、権利濫用を理由に相殺の主張が制限されることがある。

その例としては、違法な詐欺的商法により多数の顧客から金員を収奪したA会社の破産管財人Yが、同社の従業員であったXらに対して、当該商法の推進・従事の対価たる高額な歩合報酬の支払合意は公序良俗に反し無効である主張し、既払の報酬について不当利得返還請求権 β を行使したところ、XらがA社に対する α 債権（未払給料債権、顧客への立替払金の求償権、当該商法で顧客として契約したことによる損害賠償請求権等）との相殺を主張した事案がある。裁判所は、この相殺権の行使が破産法上の相殺禁止に直接には抵触しないとしても、XらはA社社員として当該商法を推進することで α 債権を取得したこと、ならびに、この相殺を許容すると当該商法の被害者である破産債権者らの犠牲において優先弁済を受けるのと同様の結果を招くことを理由に、Xらの相殺権行使は著しく信義則に反し、破産債権者間の公平を害することから、権利の濫用に該当して許されないとした²⁰⁾。

また、X社がY社に対する α 債権の担保として、Y社の売掛金債権について集合債権譲渡担保契約を締結し、Y社の手形不渡りを受けて、これらのいくつかの売掛金を取り立てて回収した後に、当該集合債権譲渡担保契約が無効と判断されて、取り立てた売掛金に相当する金員についてY社がX社に対して不当利得返還請求権 β を取得するに至り、この β 債権をY社の租税債権者である国Gが差押えをした事案において、 α 債権と β 債権によるX社の相殺を権利の濫用と評価した裁判例がある。この判断は、債権譲渡担保契約が破産法に基づいて否認され、または、その内容に照らして無効と認定される場合に、譲

19) 大阪地判平成6年10月25日判時1529号95頁（旧法関係）。この事件の控訴審である大阪高判平成7年12月26日判タ918号139頁も、本件の γ 債権の回収のために α 債権に係る担保余力を行使することの不当性・反信義性を認定し、大阪地裁の判断を支持している。

20) 大阪地判平成元年9月14日判時1348号100頁（旧法関係）。

渡された債権の取立てにより債権回収の利益をいったん保持した債権者に、債務者に対する債権を自働債権とする相殺権の行使を許すことは、債権回収の利益の保持を容認することになり、否認・無効等の趣旨を没却することにつながり、ひいては、否認・無効の原因があっても債権譲渡契約をとりあえず締結し、譲渡を受けた債権を早期に取り立て債権回収を図るという行為を助長することになるとの考えに基づいている²¹⁾。

そのほか、相殺への合理的な期待の観点から自働債権としうる範囲を制限し、この範囲を超える部分の相殺権行使を権利濫用とする限定的な判断をした裁判例もある。この事案では、店舗販売業用建物の賃貸借契約において、契約期間の途中に賃借人 Y 社から契約の解約申入れがされた場合に、Y 社が賃貸人 X に支払っていた敷金・建設協力金債権 β と、両者間の特約に基づく X の違約金請求権 α とを相殺する旨の合意がされていたところ、Y 社の破産宣告後に、同社の破産管財人が賃貸借契約を解除したことで、X と Y 社の間の契約に基づく相殺の有効性が争われた。裁判所は、破産手続における相殺は、他の破産債権者に優先して満足を与える結果になるものであることから、少なくとも相殺への合理的な期待の範囲内で認められるべきものであり、この範囲を超える相殺は、破産債権者全体の公平を害することになり、破産法上の相殺禁止に具体的に該当しなくても、権利の濫用として許されないと判示したうえで、途中解約により予想される賃貸人 X の損害をはるかに上回る違約金全額の相殺による優先的な回収は合理的なものとはいえないとして、相殺が許される範囲を限定した²²⁾。

(7) その他の事例②—相殺肯定例

他方で、相殺権の濫用が認定されなかった事案がある。

たとえば、手形債務者 Y が、手形不渡りによる取引停止処分を免れるために、

21) 札幌地判平成 12 年 3 月 17 日訟月 48 卷 7 号 1603 頁。

22) 名古屋高判平成 12 年 4 月 27 日判時 1748 号 134 頁〔旧法関係〕。

支払銀行 X に手形不渡届に対する異議申立手続を委託し、この異議申立に要する手形金相当額を X 銀行に預託した場合において、この X 銀行に対する Y の預託金返還請求権 β について手形債権者 G が転付命令を受けたときに、X 銀行が Y に対する α 債権をもって β 債権との相殺を主張することは、G との関係から制限されることはなく、相殺権の濫用にも当たらないと解されている。こうした状況における異議申立提供金や預託金は、特定の手形債権の支払を担保する目的のものではなく、また、支払拒絶事由の不存在が確定したときに手形債権者への支払に充てられるべきとの趣旨を当然に含んでいるわけではないため、手形債権者はこれらの金員やそれらの返還請求権について、自己の債権の優先弁済に充てられるべきと主張しうる地位を当然に有するものではないというのが、その理由である²³⁾。また、こうした X 銀行の相殺は、G による仮差押手続の際に X 銀行が β 債権の存在を認めて支払意思を表明し、将来に相殺する意思がある旨を表明していなかったとしても、妨げられないものとされている²⁴⁾。

さらに、いわゆる協力預金の場面で、金融機関がこれを用いた相殺をすることは、直ちに相殺の担保的効力への期待が法的保護に値しないとはいえないとする下級審裁判例がある。この事件では、X 銀行の古くからの取引相手である Y 社が、同行からの要請を受けて、期末時の定期預金残高獲得という同行の利益のために、平成 16 年 3 月 29 日に預金契約を締結して 1 億円を預け入れ、その際、同年 4 月 1 日にこの預金契約を中途解約するものと合意された。しかし、同年 3 月 30 日に Y 社の最大の取引先であった A 社が民事再生手続の開始を申し立て、Y 社も信用不安に陥った。これを受けて、X 銀行は同月 31 日、Y 社に対する貸金債権 α について期限の利益の喪失を同社に通知し、翌 4 月 1 日にこれが Y 社に到達した。また、同日に Y 社が本件預金の返還を求めたものの、X 銀行はこれを拒否し、Y 社が破産宣告を受けるに至った後に、本件預金を含む

23) 最判昭和 45 年 6 月 18 日民集 24 卷 6 号 527 頁。

24) 最判昭和 55 年 5 月 12 日判時 968 号 105 頁。本田・前掲注 1・499 頁を参照。

X銀行に対するY社の預金債権 β と α 債権とを相殺する旨の意思表示をした。第一審では、本件の協力預金が専らX銀行の支店の利益のための預入れであるとの趣旨と、本件預金契約を中途解約するとの両者の合意を考慮し、X銀行の相殺への期待を保護すべき要請は預金者が自らの利益のために預金を行った場合に比べ低いと評価して、Y社からX銀行に差し入れられていた担保の時価評価額を超える与信部分に限り相殺を認め、これ以上の相殺権の行使は権利の濫用に当たると判示した²⁵⁾。しかし、控訴審は、 β 債権が協力預金であること、X銀行が担保のための相殺の期待を有していなかったこと、ならびに、X銀行が他に十分な担保を有していたことが認められても、直ちにX銀行のY社に対する相殺権の行使が権利の濫用に当たるとはいえないとの判断を示し、X銀行の相殺の有効性をすべて認めた²⁶⁾。もっとも、この控訴審の論理に従えば、取引先からの協力預金について「実際に金融機関が担保のための相殺の期待を有していなかった」としても、相殺適状に至ったときには、直ちに「当該金融機関の当該取引先に対する貸付債権の担保とする期待が法的保護に値しない」とはいえないことになり、存在しないはずの「相殺への期待」が法的に保護されるかのような理路となっている。

なお、相殺権行使の濫用性の評価とは別の理由で、権利濫用の主張が認められなかった事例がある。この事例では、信用不安のあった輸出業者Y社から輸出向けの楽器買付の申入れを受けたG社が、この申入れをいったんは断った。そこで、Y社はX銀行に荷為替手形の取立て等と当該取立て等に際しての輸出代金のG社預金口座への振込みを依頼し、これをX銀行が承諾する旨の振込依頼書が作成された。改めてY社からこの振込依頼書を提示されたG社は、この依頼書への信頼をもとに、Y社に楽器類を売り渡した。その後、X銀行は手形の取立てを完了して取立金を得たが、Y社が手形交換所から取引停止処分を受けたことから、G社は債権者代位権に基づきY社とX銀行との間の本件

25) 大阪地判平成17年4月22日金判1235号53頁。

26) 大阪高判平成17年9月14日金判1235号44頁。

振込契約を解除し、本件取立金のうちのY社に対する売掛金相当額の支払をX銀行に請求した。しかし、X銀行はG社に対し、Y社に対する自行の α 債権と本権取立金を含む自行に対するY社の β 債権とを相殺する旨の意思表示をした。控訴審では、資力の乏しい中小貿易業者が本件のような取引銀行の承諾の付された振込依頼書により買受代金支払の確実性を担保して商品を買受けることが一般的であったこと、X銀行はこの取引上の実情を了知していたこと、G社は本件振込依頼書を信頼して代金支払の確実性を信じて取引に応じたこと、ならびに、そうした事情をX銀行も知らなかったわけではないことが考慮され、本件振込依頼書の作成・交付に係るX銀行の行為を信頼して行動したG社の権利を無視し、自己の債権の回収のみを図ろうとするX銀行の相殺は、Y社に対する関係ではともかく、G社との関係においては取引の信義則に反し権利の濫用として許されないと判断された²⁷⁾。しかし、最高裁は、債権者代位訴訟における代位債権者たる原告が、債務者の第三債務者たる被告の抗弁に対して提出することのできる再抗弁は、債務者自身が主張できる再抗弁事由に限定され、代位債権者の独自の事情に基づく抗弁を提出できないとの見解に基づき、Y社にとっては信義則違反や権利濫用とならないX銀行の相殺の主張を、G社との関係での信義則違反・権利濫用を理由として容認しないと判断は、債務者が訴訟を迫行する場合に比して代位債権者の地位を有利にするものとして許されないと判示した²⁸⁾。なお、本件の事案については、仮に本件振込契約の解除がなかったなら、取立金が確実にGの手に入るようにする義務をY社に対して負っていたX銀行には、Y社に対する α 債権との相殺は許されなかったとの評価がある²⁹⁾。

(8) 詐欺的相殺

以上、「相殺権の濫用」に関わる裁判例をみてきた。これらには、濫用性の

27) 東京高判昭和50年10月8日判タ336号231頁。

28) 最判昭和54年3月16日民集33巻2号270頁。

29) 石田穰「判批」法協97巻6号(1980)882頁以下。

認定を基礎づける主たる考慮要素が、相殺の相手方の他の債権者との公平を害する相殺権者の行為態様であるものだけでなく³⁰⁾、相殺当事者間の個別事情であるものもあり³¹⁾、「相殺権の濫用」論が単なる「差押えと相殺」における無制限説の制限規範にとどまらないことがわかる。

ともあれ、債権法改正の際の立案担当者が相殺権濫用の法理の適用場面として想定していたのは、差押債権者を始めとする他の債権者との公平を害する相殺であった³²⁾。このように濫用性の評価に際して債権者間の公平の理念が重要な役割を果たしているのは、資力不十分な債務者に対する一部の債権者による相殺が容認されれば、この債権者への偏頗弁済と同様の結果がもたらされることに起因している。この観点から、債権者間の公平の理念は、形式的な観点のみからは容認されるはずの相殺の不当性を是正するのに、適合的な正当化根拠として理解されてきている。

他方で、債務者の行為が一部の債権者のみに利益をもたらし、他の債権者との公平が害されるという状況は、民法上の詐害行為取消制度（民424～424の4）や倒産法上の否認制度（破160～165、民再127～130、会更86～89）の射程にも含まれうる。つまり、これらの制度と相殺権濫用論とは、それぞれの適用範囲に重なり合うところがある。

こうした理論的隣接性に対応する形で、倒産法領域では、相殺権濫用論と相殺の否認可能性が相殺制限規範として相関的に議論されている³³⁾。もっとも、

30) 前掲注6の大阪地判昭和49年、前掲注13の東京地判平成11年、前掲注18の最判昭和54年、前掲注19の大阪地判平成6年、前掲注20の大阪地判平成元年、前掲注21の札幌地判平成12年、前掲注22の名古屋高判平成12年。

31) 前掲注14の札幌地判平成6年、前掲注15の名古屋地判平成16年、前掲注16の神戸地判平成15年、前掲注25の大阪地判平成17年、前掲注26の大阪高判平成17年。

32) 民法（債権関係）部会資料39・91頁。

33) 伊藤眞＝田原睦夫監『新注釈民事再生法(上)』（金融財政事情研究会、2006）446頁以下〔中西正〕、竹下・前掲注4・296頁以下〔山本〕、園尾＝小林・前掲注4・487頁以下〔山本〕、山本克己ほか編『新基本法コンメンタール破産法』（日本評論社、2014）164頁〔佐藤鉄男〕、伊藤眞『会社更生法・特別清算法』（有斐閣、2020）390頁以下、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第5版〕』（有斐閣、2022）553頁以下。

先述のとおり、判例は、倒産法上の相殺禁止が及ばない相殺の否認を否定している。否認権と相殺権が別個に規定されていること、破産法は濫用的な相殺権行使を例外的に禁止するにとどまっていること、ならびに、債権者の相殺権行使に債務者の行為が含まれないことが、その論拠とされている³⁴⁾。この見解のもとでは、形式的には倒産法上の相殺禁止の対象にはなっていないが不当な相殺を制約しうる規範としては、相殺権濫用の禁止のみが残ることになる³⁵⁾。

これに対し、民法は濫用的な相殺権行使のみを対象とする規定を欠いている。先に述べたように、債権法改正の際に、「相殺権の濫用」を規律する規定は設けられなかった。また、現行の民法511条は、債務者Yとの間における差押え後の原因に基づいて α 債権を第三債務者Xが取得した場合と、差押え前の原因に基づいて生じた債務者Yに対する α 債権を第三債務者Xが差押え後に他人Aから取得した場合に限り、Xによる α 債権を自働債権とする被差押債権 β との相殺を禁じるにとどまる。Aからの α 債権の取得が β 債権への差押えより前であれば、Xは、Yの支払不能や支払停止、あるいは、Yの債権者Gによる差押えの申立て等の事実を債権取得時に知っていたとしても、同条により相殺を妨げられることはない。さらに、その他の方法により、債務者が特定の債権者との間で、他の債権者を害することを目的に行う相殺については、これに関連する規定が見当たらない。とりわけ、受働債権の存在を所与とする「差押えと相殺」を中心に議論されてきた民法上の相殺規定には、相殺権を行使する者における受働債権に係る債務の負担態様に基づく相殺規制は一切含まれていない。このように、民法上の相殺法は、破産法と異なり、濫用的な相殺権行使を禁止するために詐害行為取消制度に対応する規定を別個に設けていないことから、民法上の相殺禁止が及ばない相殺への詐害行為取消規定の適用を排除する規範的要因は存在しない。

たとえば、 β 債権の債務者が債権者との契約により取得する α 債権を用いて

34) 六五(八)。

35) ただし、前掲注4で引用した山本克己の見解も参照。

相殺をしようとする場合に、こうした相殺が民法上の詐害行為取消しにより妨げられることがある。具体的には、債務超過の状態にあったX社が、同社に対する売掛債権 β を有するY社と通謀し、他の債権者らを出し抜いてその犠牲のもとに、Y社に商品を売却し、その代金債権 α をもってY社の β 債権と相殺する約定で売買契約を締結したという事案において、相殺の有効性が争われた³⁶⁾。この事件の最高裁は、「債務超過の債務者が、特に或る債権者と通謀して、右債権者のみをして優先的に債権の満足を得しめる意図のもとに、自己の有する重要な財産を右債権者に売却して、右売買代金債権と同債権者の有する債権とを相殺する旨の約定をした場合には、たとえ右売買価格が適正価格であるとしても、右売却行為は民法四二四条所定の詐害行為にあたる」と判示して、X・Y間の売買契約について詐害行為取消しを認容した³⁷⁾。

ただし、詐害行為取消しは債務者の行為を対象としている。そのため、相殺の相手方となる債務者の行為が存在しない形で、債権者が第三者との間の債権譲渡または債務引受により相殺適状を整えた場合、他の債権者は詐害行為取消権を行使できない³⁸⁾。こうした債権譲渡や債務引受に基づく相殺については、前掲類型のうちの「駆け込み相殺」の観点から、債権者間の公平を害する事情または相殺当事者間の個別事情のもとに、個々の事案ごとに相殺権濫用論による修正をするか、あるいは、民法398条の3第2項の法意に基づき、債務者の支払停止等の事由の存在とこれらに関する悪意を要件として、一般的に相殺権行使を制限するか、いずれかの見地から不当な相殺に対処することになろう。

なお、前述した相殺を目的とした債権取得のための契約締結の場面については、X・Y間の契約が詐害行為取消しの対象となりうるだけでなく、債権取得

36) 破産法71条1項2号が想定している相殺当事者間での契約締結の状況に類似しているが、同号では破産債権者による相殺が規律されているのに対し、この事案では債務者による相殺が争われたのであり、相殺権を行使する主体が異なる。

37) 最判昭和39年11月17日民集18巻9号1851頁。同様の判断をしたものとして、大判明治36年2月13日民録9輯170頁、最判昭和39年1月23日民集18巻1号76頁。

38) 高・前掲注1・431頁以下。

後のXによる相殺についても、実質的に代物弁済に同視しうるとして、民法424条の3第1項の「債務の消滅に関する行為」に当たるとされる³⁹⁾。これに対し、債権者によって相殺権が行使されるときには、相殺に対する否認権行使を否定する判例法理の説明にもあるとおり、ここに債務者の行為は含まれない。つまり、先の事実関係に則していえば、債務者X・債権者Yとの間の契約により相殺適状を整えたうえでYが相殺権を行使することにすれば、Xによる「債務の消滅に関する行為」は存在せず、この相殺の意思表示は詐害行為取消しの対象とならない⁴⁰⁾。このように相殺の意思表示自体の詐害行為取消しを回避することは容易であることから、通常の場合、この場面において詐害行為性の評価対象とされるのは、相殺適状を整えるために締結されたXを当事者とする契約になるものと考えられる。

七 相殺の効力

1 対当額での債務消滅

相殺適状のもとで、一方の債権者が相殺の意思表示を有効に行えば、その対象とされた双方の債務は「対当額について」、すなわち、両債権の額が重なり合う範囲で消滅する(民505①)⁴¹⁾。したがって、相殺の際に債権額に差がある場合、低いほうの債権額が両債権の消滅範囲を決定する基準となる。

自働債権額が受働債権額よりも低いときでも、相殺権を行使する者の一方的な意思表示により相殺の効力が生じ(民506①)、相手方となる受働債権の債権者はこれを拒むことができず、受働債権の一部が残存する。このとき、受働債権の債権者にとっては、自らの承諾なく一部弁済が実行されたこと becoming ため、相殺制度は、一部弁済の受領を強制できないとする弁済に関する原則に対

39) 中田・債総・307頁。

40) 潮見佳男『新債権総論Ⅰ』(信山社、2017) 761頁。

ただし、債務者Xについて倒産手続が開始されれば、倒産法上の相殺禁止(破71①二、民再93①二、会更49①二)の適用を受ける可能性がある。

41) 中田・債総・454頁。

する例外としての性質を帯びるところとなる⁴²⁾。

逆に、自働債権額が受働債権額よりも高いときには、差額分について自働債権が残存する。こうした相殺をめぐり、かつての時効制度のもとで、相殺が自働債権の時効中断事由となるかが争われていた⁴³⁾。古い判例には、相殺の意思表示には相手方に対して自己の自働債権を行使し、これを履行させようとする意思表示が包含されていないとの理由で、民法旧147条1号の「請求」への該当性を否定したものがあった⁴⁴⁾。これに対して学説では、相殺の意思表示も催告（民旧153）と同様に自己の自働債権を行使するものとして評価し、自働債権の残部について時効中断事由と解するべきとの見解が有力だった⁴⁵⁾。債権法改正後の時効障害規定は、権利者が権利行使の意思を明らかにしたと評価できる事実が生じた場合には完成猶予を認め、権利の存在に確証が得られたと評価できる事実が生じた場合に時効が更新されるとの基本方針に沿って構成されている⁴⁶⁾。これにより、権利行使の意思表示である催告は完成猶予事由と位置付けられている（民150①）。相殺の意思表示が催告に準じるものとして、自働債権の残部につき時効の完成の猶予をもたらすかについては、相殺に関して受働債権の弁済としての性質と自働債権の行使としての性質のいずれを重視するか

42) 我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店、1964）345頁（以下、「我妻・新訂債総」と引用）、磯村哲編『注釈民法(12)債権(3)』（有斐閣、1970）399頁〔中井美雄〕（以下、「磯村・注民(12)」と引用）。

43) 受働債権の一部が残存する場合については、相殺権を行使する者が受働債権の存在を前提として相殺の意思表示をしているため、受働債権の承認による時効の更新（民152①）が認められることになる。平野裕之『債権総論〔第2版〕』（日本評論社、2023）535頁。

44) 大判大正10年2月2日民録27輯168頁。

45) 我妻栄「判批」判例民法大正10年度(1923)23頁以下、鳩山秀夫『増訂改版日本民法総論』（岩波書店、1930）601頁以下、三瀧信三『全訂民法総則提要下巻』（有斐閣、1931）499頁、磯村・注民(12)・399頁〔中井〕、前田達明『口述債権総論（第3版）』（成文堂、1993）513頁、林良平ほか『債権総論〔第3版〕』（青林書院、1996）353頁〔石田喜久夫〕（以下、「林ほか・債総〔第3版〕」）と引用）。

46) 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会、2017）37頁、佐久間毅『民法の基礎1総則〔第5版〕』（有斐閣、2020）418頁。

により判断が分かれるものと思われ、今後の議論に委ねられている⁴⁷⁾。また、同様の解釈問題は、「裁判上の請求」(民147①一)への該当性についても存在するといえよう。なお、訴訟手続の口頭弁論で相殺の意思表示がされるとき、この相殺に関する判断に既判力が認められる範囲は、双方の債務が消滅する対当額とされている(民訴114②)⁴⁸⁾。したがって、相殺の抗弁が認容されて、差額分について自働債権が残存したとき、この残債権については、「確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定した」(民147②)とはいえ、時効の更新は生じないものと解される⁴⁹⁾。

2 相殺の遡及効

(1) 相殺適状発生時での債務の消滅

相殺の効力は、相殺の意思表示の時ではなく、それ以前の相殺適状となった時に遡って生じるものとされている(民506②)⁵⁰⁾。現行法は当然相殺主義を放棄しているが、この遡及効により、相殺適状の発生時での債務消滅となるため、効果面において当然相殺主義に近い規律となっている⁵¹⁾。

この規定によると、相殺に供される両債権の弁済期が異なる場合には、各弁済期の到来、あるいは、期限の利益の放棄や喪失により、両債権ともに請求可能になった時が、相殺効の発生時となる⁵²⁾。また、すでに弁済期の到来している債権を他人から譲り受けた者が、これを自働債権として、この債務者に対し

47) 現行法において、かつての有力説を支持するものとして、潮見・新債総Ⅱ・246頁以下。

48) 六4.(2)。

49) 相殺の担保的機能に鑑みて、相殺権の行使を「担保権の実行」(民148①二)に準じるものと解する余地もありうるかもしれない。しかし、現行の民法148条は民法旧147条2号の「差押え」に対応するものとされており(法務省民事局参事官室「民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明」(2013)79頁)、執行手続を前提とした規定と解される。そのため、民法148条の類推適用による時効の更新も認められないものと考えられる。

50) 債権法改正の際に、遡及効の否定と相殺の意思表示時からの効力発生が議論されたことにつき、潮見・新債総Ⅱ・249頁以下を参照。

51) 我妻・新訂債総・347頁。

52) 我妻・新訂債総・348頁以下、磯村・注民(12)・417頁以下[乾昭三]。

て弁済期にある自己の債務と相殺する場合、相殺の効力は、両債権のうちの遅いほうの弁済期ではなく、相互性要件が充足される債権譲渡の対抗要件具備時に遡及する⁵³⁾。

このように相殺に遡及効を付与することにつき、民法典の起草者は、相殺の意思表示は相殺適状時から有していた権利の行使であり、この権利行使が可能な時から効力を生じさせるというのが、簡易決済を可能にする相殺の精神に合うこと⁵⁴⁾、相殺適状となった双方の債務は互いに消滅すべき性質を備えて相対立すること⁵⁵⁾、ならびに、普通の場合、相殺の意思表示は相殺適状発生時ではなく、相手方から請求を受けたときに初めて行われるが、この意思表示の時点からの効力とするというのは、相殺適状の発生を認識していればその時に相殺を欲するものと推察される当事者の意思に反するとともに、相殺の効用を大いに失わせることを⁵⁶⁾、その理由としていた。近時では、相殺適状があれば当事者は両債権がすでに清算されていると考えるのが通常であり、相殺に遡及効を認めることが当事者の意思や取引の実情に合致し、かつ、当事者間の公平に合うと説明されてきている⁵⁷⁾。

こうした相殺の遡及効により、相殺の対象となった債権については、相殺適状が発生した時点で、元本債権が消滅するとともに利息等も生じなかったことになり、また、それ以後の履行遅滞は存在しなかったものとして取り扱われる⁵⁸⁾。

なお、相殺に供された両債権の額に差があり、相殺により一方の債権の全部が消滅しなかったとき、この債権の残部に関しては、相殺の意思表示以前から

53) 大判昭和15年9月28日民集19巻1744頁、磯村・注民(12)・419頁〔乾〕。

54) 法務大臣官房司法法制調査部監『日本近代立法資料叢書3 法典調査会民法議事速記録三』(商事法務研究会、1984) 573頁〔穂積陳重発言〕。

55) 廣中俊雄編『民法修正案(前三編)の理由書』(有斐閣、1987) 482頁。

56) 法務大臣官房司法法制調査部監・前掲注54・573頁以下〔穂積発言〕、廣中・前掲注55・482頁。

57) 我妻・新訂債総・347頁、磯村・注民(12)・417頁〔乾〕、林ほか・債総〔第3版〕・353頁〔石田〕、中田・債総・459頁、山田・新注民(10)・535頁〔深谷〕。

の履行遅滞が否定されることはなく、弁済期以後の遅延損害金等が累積する⁵⁹⁾。

ただし、請負契約から生じる報酬代金債権と瑕疵修補に代わる損害賠償債権との相殺に際しては、残債権につき相殺の意思表示をした日の翌日から履行遅滞責任が生じるものと解されている。この解釈は、両債権が同時履行関係にあり、両当事者は、一方の債務について履行又はその提供を受けるまで、他方の債務の全額について履行遅滞責任を負わないとの見解をもとにして、こうした債務全額に関する履行遅滞責任の不発生という効果は、相殺の遡及効により影響を受けないとの立場により説明されている⁶⁰⁾。

(2) 相殺適状発生時から相殺の意思表示までの債務に係る事由

このように相殺権が行使される前の法律関係に対して相殺の遡及効が遮断されるという取扱いは、解除の場面においてもみられる。すなわち、相殺の意思表示より前に、受働債権の債務不履行を理由として契約が有効に解除されていた場合、相殺の遡及効は解除の効力に影響を与えないものと解されている。仮に相殺によって解除の効力が否定されてしまうと、解除後も相殺の意思表示次第で法律関係が確定しない状態を存続させることになり、公益上の弊害が生じるおそれがあるとの理由による⁶¹⁾。

また、相殺の意思表示より前に、相殺適状にある債務の一方が弁済その他の

58) 大判昭和16年10月10日新聞4735号9頁、我妻・新訂債総・349頁、磯村・注民(12)・417頁以下〔乾〕、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』(悠々社、1992)596頁、林ほか・債総〔第3版〕・353頁〔石田〕、潮見・新債総Ⅱ・247頁以下、中田・債総・459頁、山田・新注民(10)・535頁〔深谷〕。

59) 大判大正13年4月4日新聞2270号20頁、中田・債総・460頁。

60) 最判平成9年7月15日民集51巻6号2581頁、最判平成18年4月14日民集60巻4号1497頁。

61) 大判大正10年1月18日民録27輯79頁、最判昭和32年3月8日民集11巻3号513頁、我妻・新訂債総・352頁、磯村・注民(12)・418頁〔乾〕、潮見・新債総Ⅱ・276頁、中田・債総・460頁、山田・新注民(10)・535頁以下〔深谷〕。

消滅事由により消滅したときには、相殺権の成立要件としての相殺適状が消失してしまうため、もはや相殺できなくなる⁶²⁾。そのため、債務者が自己の債務の弁済をした後に、この債務を受働債権として相殺をしようとしても、そもそも相殺権自体が認められない⁶³⁾。同様に、相殺適状にある債権の一方を譲り受けた者が、この債権を自働債権として債務者に対する自己の債務を相殺したとき、その後この債務者が元の債権者である譲渡人との間での相殺の意思表示をしようとしても、この相殺の効力は生じないものとされている⁶⁴⁾。なお、例外として、民法508条が時効消滅した債権を自働債権とする相殺を認めていることについては、前述のとおりである⁶⁵⁾。

3 相殺の充当

自働債権と受働債権の一方または双方が複数存在する相殺の場合、相殺適状にあるいずれの債務が対当額で消滅させられるのかについて、判断が必要となる。この問題は「相殺の充当」と呼ばれている。

現行の規定によると、当事者が弁済の充当について合意をすれば、この合意に従って債務が消滅する（民512①・②柱）。このような合意がない場合には法定充当となる。

相殺の法定充当においては、基本的に、各債務は相殺適状となった時点に基づき、その順序で対当額について消滅する（民512①）。弁済の充当に関する法定充当と異なり、基準時が弁済期（民488④一）ではなく相殺適状発生

62) 最判昭和54年7月10日民集33巻5号533頁、我妻・新訂債総・350頁以下、磯村・注民(12)・419頁以下〔乾〕、於保不二雄『債権総論〔新版〕』(有斐閣、1972)424頁、奥田・前掲注58・574頁、林ほか・債総〔第3版〕・353頁〔石田〕、潮見・新債総Ⅱ・275頁、中田・債総・461頁・468頁以下。

63) 大判大正4年2月17日民録21輯115頁。

64) 大判大正4年4月1日民録21輯418頁、最判昭和54年7月10日民集33巻5号533頁、於保・前掲注62・424頁、林ほか・債総〔第3版〕・353頁〔石田〕、潮見・新債総Ⅱ・275頁、中田・債総・468頁以下。反対説として、我妻・新訂債総・351頁以下。

65) 三2.(2)。

時となっているのは、この時点で両債権が差引計算されるべきとの当事者の期待を保護する趣旨で相殺に遡及効が認められていることに鑑みて、相殺適状が発生した順序での消滅とすることが当事者の期待に合致し、公平であるためと説明されている⁶⁶⁾。

このように充当したときに自働債権が受働債権の全部を消滅させるのに足りず、相殺適状に至った時期を同じくする受働債権が残っている場合には、次のような規律になっている。

まず、受働債権が複数存在し、元本の支払のほかに利息・費用の支払義務は含まれていないときには、相殺権を行使した者のために弁済の利益が多い債務に先に充当し、この利益が相等しければ弁済期の先後が基準とされ、この弁済期も同じであれば各債務の額に応じて充当される（民512②一・488④二～四）。

次に、受働債権が1個又は複数存在し、元本のほかに利息・費用の支払義務も生じているときには、費用・利息・元本の順で充当され、これらのいずれかの全てを消滅させるのに自働債権が足りない場合には、相殺権を行使した者の弁済の利益・弁済期の先後が基準となり、これらが同じであれば各債務の額に応じた充当となる（民512②二・489・488④二～四）。

また、受働債権が自働債権の全部を消滅させるのに足りない場合⁶⁷⁾、ならびに、自働債権・受働債権のいずれかに1個の債権の弁済として複数の給付をすべきものがある場合にも、同様の順序により処理される（民512③・512の2）。

なお、弁済の充当に関する一般的規律と異なり、相殺の当事者による指定充

66) 民法（債権関係）部会資料69A・32頁、潮見・新債総Ⅱ・252頁、中田・債総・462頁。

この点については、債権法改正前の旧法に関する最判昭和56年7月2日民集35巻5号881頁と加茂紀久男「判解」曹時37巻7号(1985)181頁以下を参照。

67) なお、この場面で問題となっているのは、受働債権に係る債務の消滅のために用いられた自働債権では当該債務の全部を消滅させるのに足りないがために、どのような順番で当該債務を消滅させるのかではなく、相殺に供された自働債権の回収がどのような順番で行われるかであることから、本来の意味での債務への充当に関する問題には当たらない。潮見・新債総Ⅱ・257頁、中田・債総・462頁。

当（民488①～③）は認められていない⁶⁸⁾。これは、相殺適状発生時での債務消滅に関する当事者の期待を、相手方当事者が一方的に奪うことができるとするのは適当ではないとの理由による⁶⁹⁾。

（おかもと・ひろき 筑波大学ビジネスサイエンス系教授）

68) 潮見・新債総Ⅱ・253頁、中田・債総・462頁。

69) 筒井健夫＝村松秀樹編『一問一答民法（債権関係）改正』（商事法務、2018）206頁以下。